

改 正 案	現 行
<p>第四号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書</u>(1)</p> <p>関東財務局長 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日提出</p> <p style="text-align: right;">発 行 者 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">代表者の役職氏名(2) 印</p> <p style="text-align: right;">本店の所在の場所</p> <p style="text-align: right;">連絡者</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">届出の対象とした募集又は売出し</p> <p>募集（売出）内国投資信託証券に係るファンドの名称</p> <p>募集（売出）内国投資信託証券の形態及び金額(3)</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所</p> <p style="text-align: center;">名 称 所在地</p> <p style="text-align: center;">（本書面の枚数 表紙共 枚）</p> <p style="text-align: center;">（日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル）</p> <p>第一部 証券情報</p> <p>第1 <u>内国投資信託受益証券又は内国投資証券（投資法人債券を除く。）</u></p> <p>（イ）～（ワ）（略）</p> <p>第2 <u>投資法人債券</u></p> <p>（イ）<u>銘柄</u></p> <p>（ロ）<u>内国投資信託証券の形態等</u>(4)</p> <p>（ハ）<u>券面総額</u></p> <p>（ニ）<u>各投資法人債の金額</u></p> <p>（ホ）<u>発行（売出）価額の総額</u>(5)</p> <p>（ヘ）<u>発行（売出）価格</u>(6)</p> <p>（ト）<u>利率</u></p> <p>（チ）<u>利払日及び利息支払の方法</u></p> <p>（リ）<u>償還期限及び償還の方法</u></p> <p>（ヌ）<u>募集の方法</u></p> <p>（ル）<u>申込証拠金</u></p> <p>（ヲ）<u>申込期間及び申込取扱場所</u></p> <p>（ワ）<u>払込期日及び払込取扱場所</u></p> <p>（カ）<u>引受け等の概要</u>(8)</p> <p>（ヨ）<u>投資法人債管理会社又は投資法人債を管理する会社</u>(8-2)</p>	<p>第四号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書</u>(1)</p> <p>関東財務局長 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日提出</p> <p style="text-align: right;">発 行 者 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">代表者の役職氏名(2) 印</p> <p style="text-align: right;">本店の所在の場所</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">届出の対象とした募集又は売出し</p> <p>募集（売出）内国投資信託証券に係るファンドの名称</p> <p>募集（売出）内国投資信託証券の形態及び金額(3)</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所</p> <p style="text-align: center;">名 称 所在地</p> <p style="text-align: center;">（本書面の枚数 表紙共 枚）</p> <p style="text-align: center;">（日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル）</p> <p>第一部 証券情報</p> <p>（新設）</p> <p>（イ）～（ワ）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

- (タ) 登録機関に関する事項
- (レ) 投資法人の登録年月日及び登録番号
- (ソ) その他(9)

第二部 発行者情報

第1 ファンドの状況

1～3 (略)

4 受益者(投資主・投資法人債権者)の権利行使等

(イ) 受益者(投資主・投資法人債権者)の権利(22)

(ロ) (略)

5 (略)

第2 委託会社等又は投資法人の概況(28)

(イ) 委託会社等又は投資法人の目的(29)

(ロ) 委託会社等又は投資法人の沿革(30)

(ハ) 資本の額又は出資総額(31)

(ニ) 委託会社等又は投資法人の機構(32)

(ホ) 大株主又は主要な投資主の状況(33)

(ヘ)～(チ) (略)

第3 (略)

第4 ファンドの経理状況(41)

1 (略)

2 ファンドの現況(45)

(イ) (略)

(ロ) (略)

(ハ) 投資不動産物件(46-2)

(ニ) その他投資資産の主要なもの(46-3)

第5 (略)

第三部 特別情報

第1 内国投資信託証券事務の概要(48)

第2 委託会社等の経理状況(49)

(イ)～(ハ) (略)

(記載上の注意)

(1) (略)

(2) 代表者の役職氏名

a (略)

b 投資法人の設立の場合にあっては、設立企画人の氏名を記載すること。

(3) 募集(売出)内国投資信託証券の形態及び金額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託証券の形態(受益証券、投資証券、投資法人債券の別)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額若しくは券面総額を記載すること。

b (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第二部 発行者情報

第1 ファンドの状況

1～3 (略)

4 投資主(受益者等)の権利行使等

(イ) 投資主(受益者等)の権利(22)

(ロ) (略)

5 (略)

第2 投資法人又は委託会社の概況(28)

(イ) 会社の目的(29)

(ロ) 会社の沿革(30)

(ハ) 資本の額(31)

(ニ) 会社の機構(32)

(ホ) 大株主の状況(33)

(ヘ)～(チ) (略)

第3 (略)

第4 ファンドの経理状況(41)

1 (略)

2 ファンドの現況(45)

(イ) (略)

(ロ) (略)

(新設)

(新設)

第5 (略)

第三部 特別情報

第1 内国投資信託証券事務の概要(48)

第2 委託会社の経理状況(49)

(イ)～(ハ) (略)

(記載上の注意)

(1) (略)

(2) 代表者の役職氏名

a (略)

b 証券投資法人の設立の場合にあっては、設立企画人の氏名を記載すること。

(3) 募集(売出)内国投資信託証券の形態及び金額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託証券の形態(株式、受益証券等)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b (略)

- (4) 内国投資信託受益証券又は内国投資証券の形態等
- a 受益証券・投資証券・投資法人債券の別、記名・無記名の別、額面・無額面の別、単位型・追加型の別を記載すること。
- b 当該届出に係る内国投資信託証券について、届出法人（発行者たる内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する投資信託委託業者又は同法第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第4条に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）又は投資法人をいう。以下同じ。）の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する総理府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。
- (5) (略)
- (6) 発行（売出）価格
投資法人債券については、券面金額100円についての発行価格又は売出価格を記載すること。
なお、「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (7)~(8) (略)
- (8-2) 投資法人債管理会社又は投資法人債を管理する会社
- a 投資法人債管理会社又は投資法人債を管理する会社（以下「投資法人債管理会社等」という。）の名称及び住所並びに委託の条件（投資法人債管理会社等に支払う手数料等）を記載すること。
- b 投資法人債管理会社等が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の投資法人債管理会社等を記載すること。
- c 「投資法人債管理会社等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定時期を注記すること。
- (9) (略)
- (10) ファンドの目的及び基本的性格
定款、約款又は規約に記載された目的及び基本的性格（株式型・債券型・不動産型・その他の別、分散型・非分散型の別、成長型・安定型の別等）を記載すること。
- (11) (略)
- (12) ファンドの関係法人
ファンドの委託会社等又は投資法人のほか、ファンドの運営に関与する関係法人（委託者指図型投資信託の受託信託会社、ファンドの運用の指図の権限又は運用の権限を委託する場合の当該委託先、投資法人の一般事務受託者、投資法人の資産の運用を行う委託会社又は投資顧問会社、資産保管会社、投資法人債管理会社、販売会社等をいう。以下同じ。）についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。
- (13) (略)
- (14) 投資対象
投資対象とする資産の種類、投資基準及び種類別、地域別等による投資予定がある場

- (4) 内国投資信託証券の形態等
- a 投資証券・受益証券等の別、記名・無記名の別、額面・無額面の別、単位型・追加型の別を記載すること。
- b 当該届出に係る内国投資信託証券については、届出法人（発行者たる証券投資法人又は内国投資信託受益証券のファンドの委託会社をいう。以下同じ。）の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する総理府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。
- (5) (略)
- (6) 発行（売出）価格
「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (7)~(8) (略)
- (新設)
- (9) (略)
- (10) ファンドの目的及び基本的性格
定款又は約款等に記載された目的及び基本的性格（株式型・債券型の別、分散型・非分散型の別、成長型・安定型の別等）を記載すること。
- (11) (略)
- (12) ファンドの関係法人
証券投資法人又はファンドの委託会社のほか、ファンドの運営に関与する関係法人（運用会社、資産保管会社、投資顧問会社及び販売会社をいう。以下同じ。）についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。
- (13) (略)
- (14) 投資対象
投資対象とする有価証券の種類、投資基準及び種類別等による投資予定がある場合に

合にはその割合を記載すること。

- (15) 投資制限
- a 法令、定款、約款又は規約に記載されたすべての投資制限についてその根拠を記載すること。
 - b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資及び流動性に欠ける資産への投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。
- (16) 配当（分配）方針
定款、約款又は規約に規定された配当（分配）方針を記載すること。
- (17) 資産の評価
内国投資信託証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、公表の方法、公表の頻度及び公表場所を記載すること。
- (18) 管理報酬等
ファンドから支払われる報酬及び手数料の総額を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払額、支払方法及び支払時期を記載すること。
- (19) （略）
- (20) その他
- a （略）
 - b （略）
 - c 定款、約款又は規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (21) 利害関係人との取引制限
当該ファンドの届出法人及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
- (22) 受益者（投資主・投資法人債権者）の権利
議決権、投資主総会又は投資法人債権者集会に関する権利、配当又は利息の受領権、償還金の受領権、当該内国投資信託証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (23) （略）
- (24) 投資状況
- a （略）
 - b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあつては有価証券の種類、不動産にあつては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下「その他の資産」という。）にあつては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあつては発行地又は上場証券取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあつては物件の所在地の地域別、その他の資産にあつては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあつては時価、不動産にあつては鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあつては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（ファンドの純資産総額

はその割合を記載すること。

- (15) 投資制限
- a 法令、定款又は約款等に記載されたすべての投資制限についてその根拠を記載すること。
 - b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資及び流動性に欠ける証券への投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。
- (16) 配当（分配）方針
定款又は約款等に規定された配当（分配）方針を記載すること。
- (17) 資産の評価
内国投資信託証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資有価証券の評価を含む。）、算出頻度、公表の方法、公表の頻度及び公表場所を記載すること。
- (18) 管理報酬等
ファンドから支払われるすべての報酬及び手数料について、支払先ごとに、その算出方法、支払額、支払方法及び支払時期を記載すること。
- (19) （略）
- (20) その他
- a （略）
 - b （略）
 - c 定款又は約款の変更、関係会社との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (21) 利害関係人との取引制限
当該ファンドの届出会社及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
- (22) 投資主（受益者等）の権利
議決権、受益者集会に関する権利、配当受領権、償還金の受領権、当該内国投資信託証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (23) （略）
- (24) 投資状況
- a （略）
 - b 投資資産についてはその種類別（株式、公社債券等）及び有価証券にあつては発行地又は上場証券取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。以下同じ。）ごとに金額（時価）及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。）を記載すること。

に対する当該資産の価格の比率をいう。以下同じ。)を記載すること。

(25)～(27) (略)

(28)委託会社等又は投資法人の概況

当該届出により募集又は売出しをしようとする有価証券が、内国投資信託受益証券の場合にあってはファンドの委託会社等、内国投資証券である場合にあっては当該投資法人について記載すること。ただし、「第1 ファンドの状況」の項で記載した事項の内容と重複する場合には、当該事項の記載に代えて参照項目を示すこと。

(29)委託会社等又は投資法人の目的

定款、約款又は規約に規定された目的を記載すること。

(30)委託会社等又は投資法人の沿革

創立の経緯、商号の変更、合併、事業目的の変更等主な変遷について記載すること。

(31)資本の額又は出資総額

有価証券届出書提出日の直近日現在の委託会社等の資本の額(投資法人の出資総額)、委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数(投資法人が発行する投資口の総口数及び発行済投資口総数)を記載すること。

なお、最近5年間における資本の額又は出資総額の増減についてもあわせて記載すること。

(32)委託会社等又は投資法人の機構

投資運用の意思決定機構については、特に詳述に記載すること。

(33)大株主又は主要な投資主の状況

有価証券届出書提出日現在における委託会社等の株主(所有株式数の多い順に5名程度)又は投資法人の投資主(所有投資口数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率又は所有投資口数及び総投資口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。

(34)役員数及び従業員の状況

有価証券届出書提出日現在における委託会社等又は投資法人の役員(設立中の委託会社にあつては発起人、設立中の投資法人にあつては設立企画人及び役員の候補者)の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数又は所有投資口数(設立中の委託会社等にあつては引受予定株式数、設立中の投資法人にあつては引受予定投資口数)並びに従業員の人数を記載すること。

(35)事業の内容及び営業の概況

内国投資信託受益証券の委託会社等が複数のファンドを運用している場合には、すべてのファンドについてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出年月日の直近日現在における純資産額(総額及び内国投資信託受益証券1単位当たりの額)を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべてのファンドについて記載することができない場合には、その旨記載し、主要なファンドについて記載すること。

(36)その他

a 委託会社等又は投資法人の役員の変更について監督官庁、受託信託会社、投資主等による承認の要否並びに承認等が必要とされている場合にはその根拠及び承認等の手続について記載すること。

b 定款、約款又は規約の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。

c 訴訟事件その他委託会社等又は投資法人に重要な影響を与えることが予想される事

(25)～(27) (略)

(28)投資法人又は委託会社の概況

当該届出により募集又は売出しをしようとする有価証券が、内国投資証券である場合にあっては当該投資法人、内国投資信託受益証券の場合にあってはファンドの委託会社について記載すること。ただし、「第1 ファンドの状況」の項で記載した事項の内容と重複する場合には、当該事項の記載に代えて参照項目を示すこと。

(29)会社の目的

定款に規定された目的を記載すること。

(30)会社の沿革

創立の経緯、商号の変更、合併、事業目的の変更等主な変遷について記載すること。

(31)資本の額

有価証券届出書提出日の直近日現在の資本の額、会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近5年間における主な資本の額の増減についてもあわせて記載すること。

(32)会社の機構

投資運用の意思決定機構については、特に詳述に記載すること。

(33)大株主の状況

有価証券届出書提出日現在における会社の株主(所有株式数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

(34)役員数及び従業員の状況

有価証券届出書提出日現在における役員(又は発起人若しくは設立企画人)の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数(又は引受予定株式数)並びに従業員の人数を記載すること。

(35)事業の内容及び営業の概況

内国投資信託受益証券の委託会社が複数のファンドを運用している場合には、すべてのファンドについてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出年月日の直近日現在における純資産額(総額及び内国投資信託受益証券1単位当たりの額)を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべてのファンドについて記載することができない場合には、その旨記載し、主要なファンドについて記載すること。

(36)その他

a 会社の役員の変更について監督官庁、受託者、株主等による承認の要否並びに承認等が必要とされている場合にはその根拠及び承認等の手続について記載すること。

b 定款の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。

c 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実がある場合には、

実がある場合には、その内容を記載すること。

(37) (略)

(38) (略)

(39)資本関係

届出法人及び他の関係法人との資本関係を記載すること。

(40)役員の兼職関係

当該関係法人の役員であって、届出法人の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

(41)ファンドの経理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第1条に規定する中間財務諸表をいう。（49）並びに第十号様式の記載上の注意(7)及び(10)において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する省令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。（49）及び第十号様式の記載上の注意(10)において同じ。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項若しくは第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであつて新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しをとじ込むこと。

b (略)

c (略)

(42)～(45) (略)

(46)投資有価証券の主要銘柄

a 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

b 発行地又は上場証券取引所等の区分により地域別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。

(46-2)投資不動産物件

投資不動産について、所在地による地域別及び用途別（賃貸用・それ以外の別等）に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸契約を締結した相手方（以下「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開

その内容を記載すること。

(37) (略)

(38) (略)

(39)資本関係

届出会社及び他の関係者との資本関係を記載すること。

(40)役員の兼職関係

当該関係会社の役員であって、届出会社の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

(41)ファンドの経理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第1条に規定する中間財務諸表をいう。（49）並びに第十号様式の記載上の注意(7)及び(10)において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する省令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。（49）及び第十号様式の記載上の注意(10)において同じ。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。

b (略)

c (略)

(42)～(45) (略)

(46)投資株式の主要銘柄

a 投資株式のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

b 発行地又は上場証券取引所等の区分により地域別を区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。

(新設)

示できない場合には、その旨を記載すること。

(46-3) その他投資資産の主要なもの

- a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- b 当該資産について取引所で取り引きされるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率を記載すること。）及び投資比率を記載すること。
- c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(46)b又は(46-2)に掲げる事項）を記載すること。
- d 投資資産がc以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。

(47) （略）

(48) （略）

(49) 委託会社等の経理状況

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は中間監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項若しくは第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであつて新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しをとり込むこと。

(50) 貸借対照表

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。第十号様式の記載上の注意(1)において同じ。）をも記載すること。

(51) 損益計算書

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。ただし、(50)ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。第十号様式の記載上の注意(12)において同じ。）をも記載すること。

(52) 利益金処分又は損失金処理

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。

(新設)

(47) （略）

(48) （略）

(49) 委託会社の経理状況

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。

(50) 貸借対照表

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社の最近2事業年度について記載すること。ただし、1年を1事業年度とする委託会社について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。第十号様式の記載上の注意(1)において同じ。）をも記載すること。

(51) 損益計算書

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社の最近2事業年度について記載すること。ただし、(50)ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。第十号様式の記載上の注意(12)において同じ。）をも記載すること。

(52) 利益金処分又は損失金処理

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社の最近2事業年度について記載すること。